

お客様各位

平成25年10月1日

10月に入り、秋気が心地よく身にしみる季節になりました。

私の住む三田では、稲刈りの真っ最中ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月は下記の4項目についてまとめました。

1. 消費税引き上げ決定
2. 社会保障制度改革について
3. 今月の事務
4. コラム～10月は税務調査が多い月です

1. 消費税引き上げ決定

消費税が来年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることがついに閣議決定されました。

これに伴い、価格表示の変更を予定されている事業者は多いと思いますが、今回、総額表示の特例である「税抜価格+消費税」で表示することが例外的に認められます。

大手小売りでは、スーパーは税抜表示、百貨店は総額表示とする動きで出ています。

また、経過措置として、今年9月30日までに契約したものについては旧税率での取引が認められており、契約書作成日が10月以降でも、実際に契約が成立した日が9月30日までであることを書面で残すことをお勧めします。

なお、法人税減税の目玉として、復興特別法人税を1年前倒して平成26年度で打ち切る案は、12月の税制改正大綱の発表まで継続審議されるようです。

2. 社会保障制度改革について

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革（社会保障制度改革）の方針や実施時期に関する「プログラム法案」の工程表が9月10日に公表されました。

この骨子では、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度の社会保障4分野での給付と負担の見直し策について言及しています。

特に影響の大きいものとして、医療制度では、財政基盤の安定化のため、現在1割となっている70～74歳の医療費窓口負担を本来の2割に戻すことや、負担能力に応じた負担の観点からの高額療養費の見直し、医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し等が提言されています。

介護保険制度では、介護サービスの効率化・重点化を図りつつ地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備、高額所得者等の利用負担の見直し措置、いわゆる介護保険給付の支給要件に資産を勘案する等の措置や、介護の必要度が低い「要支援者」向けサービスについては介護保険の給付から外し、市町村の事業に段階的に移行することが検討されています。

公的年金制度については、短時間労働者に対する適用範囲の更なる拡大が挙げられています。

今後の動きに注意が必要です。

3. 今月の事務

10月末に納付する社会保険料（対象は9月分）が変更されます。これは、7月に定時決定のために提出した報酬月額算定基礎届に基づき標準報酬が9月から切り替わることで、厚生年金保険料が毎年9月に引き上げられることの2要因によるものです。

新標準報酬は年金事務所より送付されてくる「標準報酬月額決定通知書」に基づいて変更し、改定後の一般被保険者の厚生年金保険料率は0.354%引き上げられ、17.12%になります。

新保険料は、原則として10月に支給する給与から徴収を開始して下さい。

4. コラム～10月は税務調査が多い月です

10月は税務調査が多い時期です。

税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化するため、10月は1年のなかでも調査の多い時期といえます。

最近の实地調査は、赤字あるいは繰越欠損金があることにより申告所得がゼロである「無所得申告法人」に対しても積極的に行なわれています。将来的に業績が回復する時に税金を徴収し易くすることを狙っているようです。

業績に係らず、いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整備しておきましょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>